

令和5年度

雲仙市産業サポート事業募集要領

【募集期間】

令和5年7月12日（水） 午後5時15分まで

【提出方法】

以下提出先への持参による（簡単な聞き取りを行います）

【提出・問合せ先】

雲仙市役所 観光商工部 商工労政課（⑫番窓口）

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714

TEL：0957-47-7836（直通）

FAX：0957-38-3205

E-mail：shokorosei@city.unzen.lg.jp



雲仙市観光商工部商工労政課

1. 趣旨・目的

この事業は、雲仙市内で創業し、又は新たに設立された企業の事業活動及び中小企業の経営改革並びに買物弱者支援事業への支援を行い、市内産業の活性化及び健全な発展に資することを目的としています。

2. 補助対象者

(1) 創業・経営改革サポート事業

市内において創業又は経営改革に取り組む個人及び中小企業者

(2) 買物弱者支援サポート事業

市内において買物弱者支援事業を行おうとする個人及び中小企業者

※ 買物弱者支援事業とは、流通機能及び交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人に対する食料品等の宅配、買物代行、店舗の創設、移動販売の実施、送迎その他買物弱者の支援に資する事業をいいます。

なお、雲仙市及び所在地において税の滞納がある場合は、補助金交付が制限されます。

3. 補助対象事業

(1) 創業・経営改革サポート事業

高い技術と優れた事業計画により新しい事業又は経営改革に取り組み、事業化を行うもので、次の①②の条件をいずれも満たすもの。

①高い成長性が期待される事業計画を有すること。

②許認可等が必要な業種については許認可を受けていること、又は受ける見込みがあること。

(2) 買物弱者支援サポート事業

買物弱者支援事業を行おうとするもので、次の①②の条件をいずれも満たすもの

① 次のア又はイに該当する事業者

ア) 買物弱者支援事業のみを行う事業者にあつては、市からの補助金(買物弱者支援事業に係る初期投資等の一時的な経費に対するものを除き、公共的団体等を通じた間接的補助金を含む。以下同じ。)を受けることなく、継続して事業を実施できること。

イ) 買物弱者支援事業以外の事業をあわせて行う事業者にあつては、事業者全体として、市からの補助金を受けることなく、継続して事業を実施できること。

② 許認可等が必要な業種については、当該許認可等を受けている、又は受ける見込みがあること。

4. 補助対象経費

経費区分	内容
研究開発費	① 試作及び実験に係る経費等 原材料費、資材費、機械装置等購入費及び借上げ料、製造及び改良に係る加工料、実験費、設計費、委託費 ② 外注費 ③ 調査分析費等 研修に要する費用 データ購入及び調査分析に係る費用 専門家に対する講師謝金及び旅費 ④ 人件費 ⑤ その他研究開発に要する経費
事業推進費	① 施設、機械装置等購入費及び借上げ料(ただし、土地代は除く。) ② 店舗改装費用 ③ 許可等の取得費用 ④ 人件費 ⑤ その他事業推進に要する経費
販路開拓費	① 展示会等の会場費、出展費用 ② 広告宣伝費、ホームページ作成費 ③ 人件費 ④ 商談会等への参加費 ⑤ 店舗改装費 ⑥ ネット販売システムの構築費 ⑦ テレワーク・オンライン会議に必要な機材の購入費 ⑧ その他販路開拓に要する経費
その他の経費	① 産業財産権等の取得に要する経費 ② 経営指導の受け入れに要する経費 ③ その他の経費

本事業の補助対象経費は、上の表のとおりです。補助対象経費は、事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。また、支出を行うに当たっては、以下に留意してください。

- (1) 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定して下さい。
- (2) 事業採択日以前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。
- (3) 老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。
- (4) 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は、原則対象となりません。
- (5) 国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。
- (6) 発注先の選定については、2者以上から見積もりを取得し、より安価な発注先を選んでください。なお、中古品の購入の場合は、金額に関わらず全て2社以上からの複数見積もり

が必須となります。

(7) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象外とします。

5. 補助対象期間

補助金交付決定日の属する市の会計年度内とします。

6. 補助率等

- (1) 補助率：補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助限度額：1件につき300万円

7. 補助金の交付

補助金は、「雲仙市補助金等交付規則」、「雲仙市産業サポート事業費補助金交付要綱」及び「雲仙市補助金等交付制限取扱指針」に基づく補助金交付となります。補助事業完了前の本補助金の概算払いについては、補助対象経費のうち支払済みの経費に限ります。

8. 事業実施の場所

原則として、雲仙市内で行うものとします。

9. 補助金交付決定の条件及び補助事業者の義務

補助金交付決定における条件は、次のとおりです。

- (1) 事業計画期間終了までに雲仙市内に本社機能（※）を設置して下さい。
- (2) 補助事業が完了した日から3年間は、経営診断士等の指導を受けて下さい。また、毎年1回その内容の報告を求めます。（費用は補助事業者の負担となります。）
- (3) 補助金の交付決定を受けた日から3か月ごとに補助事業の遂行状況について「事業遂行状況報告書（様式第7号）」の提出を求めます。
- (4) 補助事業終了後5年間は、補助事業に係る事業化の状況について「事業化状況報告書（様式第9号）」の提出を求めます。

※「本社機能」とは、次に掲げるものとなります。

- ① 登記上の本店（市内において当該企業の事業実体が全く無い場合を除く）
- ② 企業の中核機関としての機能の全部又は一部がある事業所
- ③ 企業の主要な部門又は事業について、当該部門又は事業の管理、企画、製造等の機能を持つような事業推進上の拠点となる事業所

10. 応募受付

(1) 受付期間

令和5年7月12日(水)午後5時15分までに次の提出書類を持参の上、提出してください。なお、提出の際に簡単な聞き取りを行います。

(2) 提出書類 次の書類を提出してください。

① 創業・経営改革サポート事業

ア) 雲仙市産業サポート事業企画書(様式第1号の1)

イ) 雲仙市産業サポート事業計画書(様式第1号の1の別紙)

② 買物弱者支援サポート事業

ア) 雲仙市産業サポート事業企画書(様式第1号の3)

イ) 雲仙市産業サポート事業計画書(様式第1号の3の別紙)

③ 共通書類

ア) 雲仙市税等の滞納がない証明書

イ) 住民票(個人のみ)

ウ) 個人事業の開業届出書の写し(個人のみ)

エ) 所得税確定申告書の写し(個人のみ)

オ) 法人登記事項証明書の写し(法人のみ)

カ) 法人定款(法人のみ)

キ) 役員名簿(法人のみ)

ク) 直近3事業年度分の決算報告書(法人のみ)

ケ) 会社概要(パンフレット等)

コ) その他必要な書類(※)

※ ○見積書又は見積書に代わる積算根拠資料(2者以上から取得)

○事業実施に必要な許可証等

○購入・借用予定の物品等の規格や性能等が分かるカタログ等

○工事施工前の写真・平面図 ○工事施工後の完成予定図(平面図)

○賃貸借契約書(案)又は賃貸借契約等確約書 ○貸与物件に関する同意書

○その他事業に係る書類

サ) 事業企画書提出時チェックリスト

※ 提出部数は各1部とします。

※ 添付資料が大量にある場合など、状況によっては、事務局(雲仙市商工労政課)の判断により審査委員への配付を一部割愛する場合があります。

※ 提出書類は返却しませんので、事前にその写しを控えておいてください。

※ その他必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

※ 企画書等の提出書類の作成については、商工会などの支援機関を紹介しますので、専門的な相談をしたい方は商工労政課へ問い合わせください。

(3) 審査

①事務局における一次審査（書類審査）の後、雲仙市において雲仙市産業サポート事業審査委員会による二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答による面接形式）を行います。主な審査基準については、7ページをご確認ください。

（※応募件数により、複数日程による二次審査の実施や、二次審査前に書類審査による選考を行い、上位者のみ二次審査に参加していただく等、審査実施方法が変更となる場合があります。）

（※二次審査の日程は事務局から通知します。また、申請者側の都合により二次審査に参加できない場合は不認定となります。）

②二次審査前に審査委員へ提出された企画書を事前送付するため、企画書内容について委員から質問が出された場合、二次審査前であっても、事務局を経由して応募者に対し、書面による回答をお願いする場合があります。

(4) 認定及びその後の手続きなど

①審査結果については、後日、市から申請者あてに通知します。

※審査の結果、認定候補者が複数存在する場合、予算の範囲内において、事業区分毎に二次審査時の評価点数が高い事業から認定を行うため、予算残額次第で交付が出来ない（若しくは満額交付ができない）場合があります。

②補助事業の認定を受けた申請者は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に事業計画書を添付し、補助金交付申請を行う必要があります。

③市は、補助金等交付申請書の受付後、補助金の交付決定を行い、その旨を通知します。

※事業の着手は、交付決定日以降となり、交付決定日より前に着手した内容に係る経費は補助対象外となります。

(5) 交付決定の取消しなど

次に掲げる事項に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消します。

なお、既に補助金が交付されている場合は、補助金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

①補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

②虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

③補助金交付決定の内容、条件その他法令に違反したとき。

④補助事業の終了後5年以内に補助事業を廃止したとき。ただし、災害その他補助事業者の不可抗力によるやむを得ない事由により補助事業を廃止したときを除きます。

(6) 公表

補助事業に認定された場合には、申請者名、補助事業内容などを報道機関に公表する場合がありますのでご了承ください。

(7) その他

①経営者が同一人物であるなど、グループ会社と見なされる企業等からの複数の応募については、応募をいずれか1件に絞っていただきます。

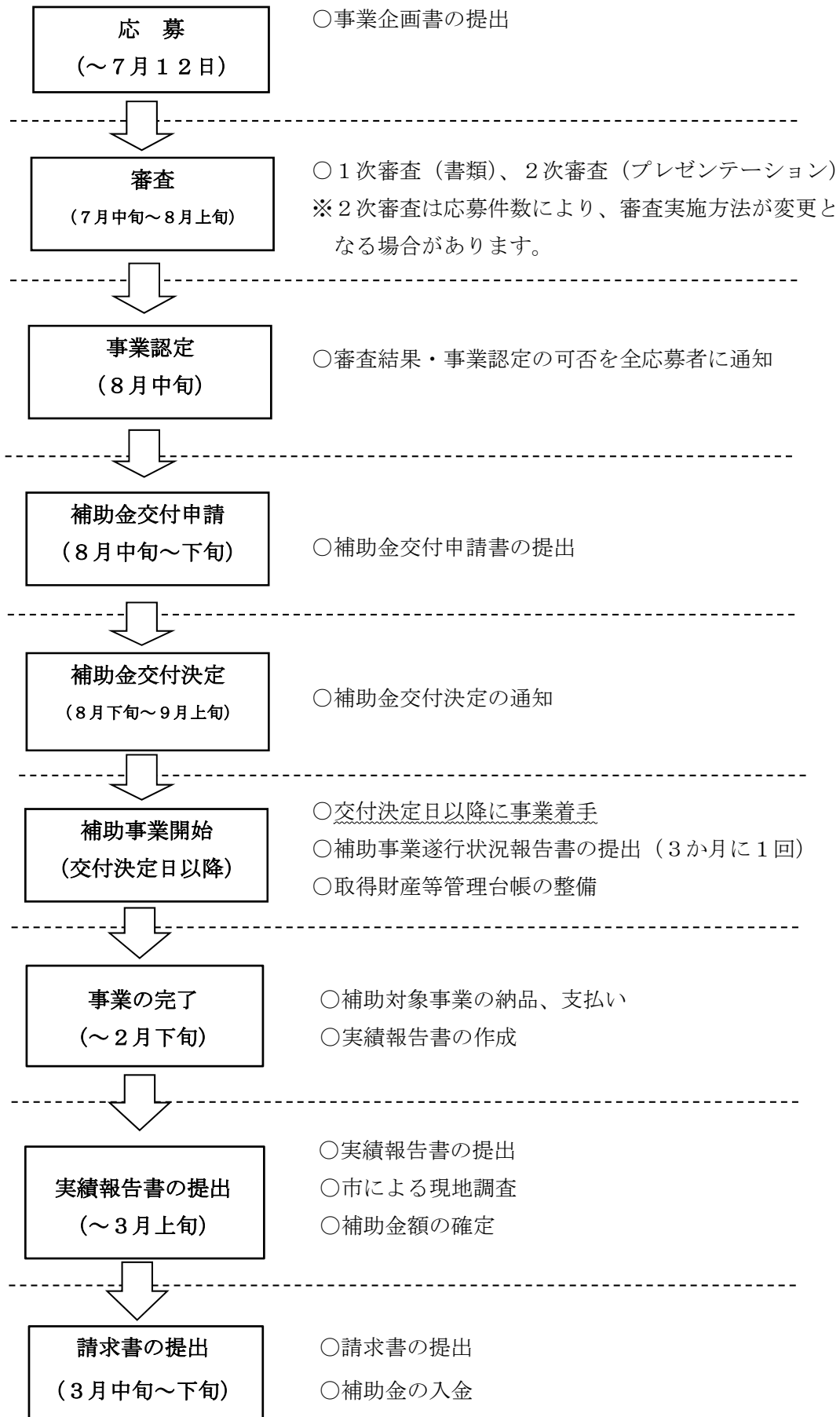
- ②雲仙市以外の公的機関等から補助金等の交付を受ける場合は、その対象経費を差し引いた額が雲仙市産業サポート事業費補助金の対象となります。
- ③同一または類似の事業計画で別の公的機関等の助成制度に応募（応募予定も含む）する場合、助成制度によっては、雲仙市産業サポート事業費補助金の認定を受けることで、他の助成制度が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

(8) 提出先

雲仙市役所 観光商工部 商工労政課（⑫番窓口）

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地

11. 事業のスケジュール（予定）



※審査以降の日程は若干前後する可能性もあります。

12. 審査に当たっての主な基準について

審査は、次の項目を基準に総合的に行います。

(1) 創業・経営改革サポート事業

- ① 事業の活動内容や手法にこれまでにない新たな技術、工夫及びアイデアを有し革新性があるか。
- ② 技術面、生産面のみならず市場性や販路開拓において実現性があるか。
- ③ 需要が期待でき、今後の成長が期待できるか。
- ④ 事業計画において、今後の経営上の課題や問題点を適切に認識しており、その対策についても考慮しているか。
- ⑤ 事業内容に見合った収支計画になっているか。資金の調達はできるか。

(2) 買物弱者支援サポート事業

- ① 地域（市内）における買物弱者の現状と買物弱者支援事業を行う上でのニーズを的確に把握しているか。
- ② 支援サービスの内容や提供能力のみならず市場性や販路開拓において実現性があるか。
- ③ ある程度の需要が期待でき、他の支援を受けることなく、事業を継続できるか。
- ④ 事業計画において、今後の経営上の課題や問題点を適切に認識しており、その対策についても考慮しているか。
- ⑤ 事業内容に見合った収支計画になっているか。資金の調達はできるか。